

資料No.4	岐阜県国民健康保険 運営協議会
	令和 7 年 9 月 12 日

子ども・子育て支援金制度の創設について

令和 7 年 9 月 12 日

岐阜県健康福祉部国民健康保険課

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）のポイント

こども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ 児童手当の抜本的拡充 (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・所得制限を撤廃
 - ・高校生年代まで延長
 - ・第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ 妊婦のための支援給付の創設 (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ 妊婦等包括相談支援事業の創設 [令和7年4月]

- ・様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設

- ・月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育での推進

○ 出生後休業支援給付（育児給付率を手取り10割相当に）

- ・子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]

○ 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付） (◎)

- ・2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。

給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- 支援金制度の創設 ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
 - ・令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収

※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安

- ・歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
- ・令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

○ こども・子育て政策の見える化の推進

- ・令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

■ ポイント

➤ 「こども未来戦略」において、こども・子育て政策の給付拡充（※）を図ることとされる
※年3.6兆円規模

➤ 全世代・全経主体で子育て世帯を支える仕組みとして、子ども・子育て支援金制度を創設

➤ 令和8年度から10年度にかけて段階的に導入され、医療保険料とあわせて徴収される

子ども・子育て支援金制度について

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆



子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ① 児童手当（R6.10～）② 妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③ ④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤ こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※ 国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※ 令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※ 支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

☆こども一人
当たり平均の
給付改善額
（高校生年代まで
の合計）は
約146万円

2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬制であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

■ ポイント

- 給付の財源に充てるため、令和8年度から、保険者から支援納付金を徴収

- 保険者は、現状の保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収

- 国保は低所得者軽減や財政支援等が行われる

※18歳以下は均等割全額軽減

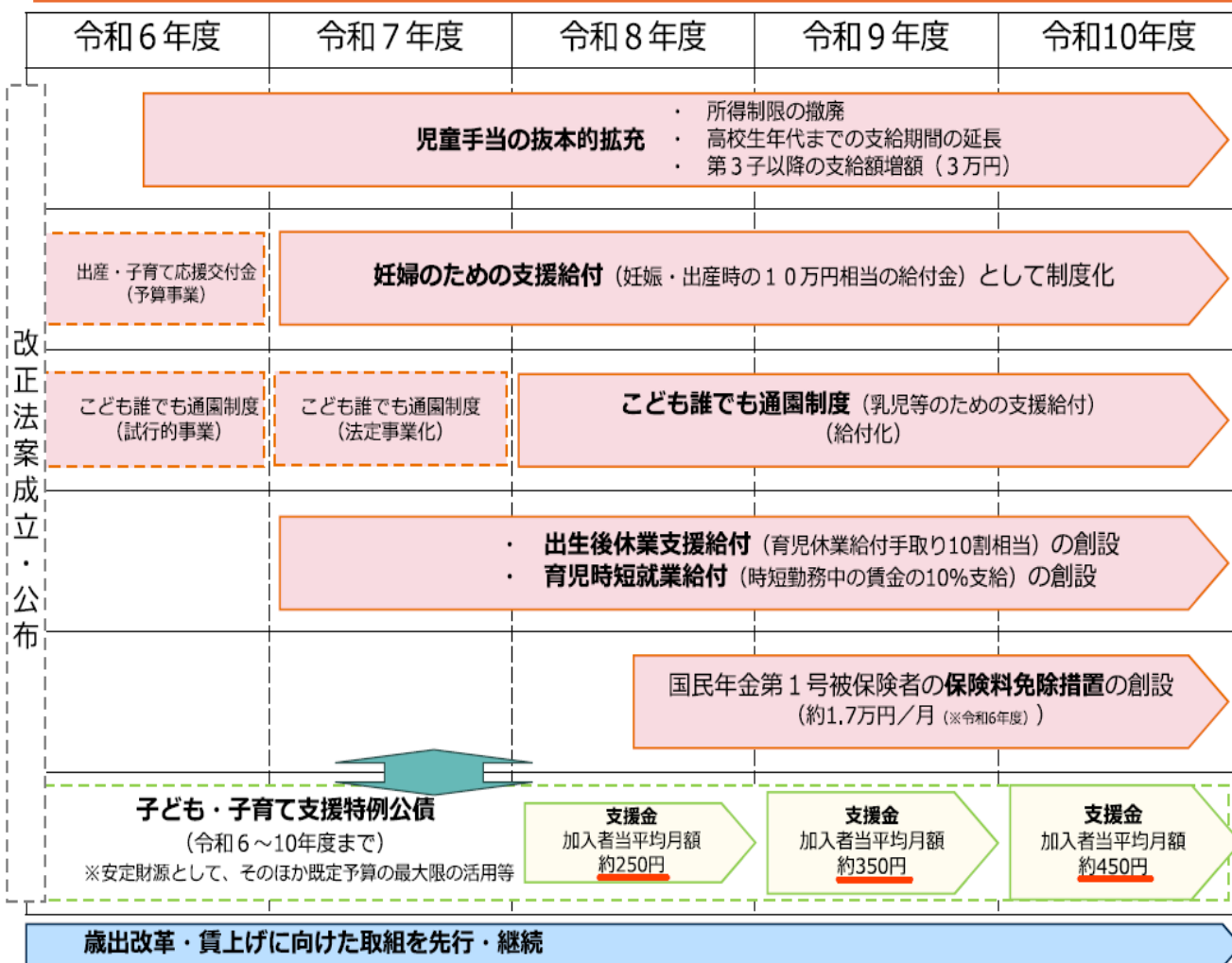
- 支援納付金の被保険者負担額の増加に伴い、支援納付金も段階的に増加

加速化プランの実施に向けたスケジュール

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆



加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）



■ ポイント

- 「加速化プラン」に基づくこども・子育て政策の給付拡充は段階的に実施
- 給付の段階的な拡充に伴い、加入者の負担額も段階的に増加

子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆



子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み

支援納付金の総額
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1 兆円 + 公費 (※) の計 1.3 兆円程度

※ 現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度
とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】
※ R10 見込み。
R8・9 は 8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100 億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500 万人

国保
【23%】

7,400 万人

被用者保険
【68%】

3,000 億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18 歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

3,800 万人

協会けんぽ
【30%】

2,700 万人

健保組合
【28%】

940 万人

共済
組合等
【10%】

3,900 億円程度

3,700 億円程度

1,300 億円程度

（労使折半）

（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

事業主が 0.4 兆円程度を拠出

被用者保険間

ポイント

- 支援納付金の総額を、後期高齢者と現役世代の医療保険料負担総額で按分
※R8、R9は8:92
- 現役世代の支援納付金負担額を、国保と被用者保険の加入者数で按分
- 国保の支援納付金負担額を、18歳以上の被保険者数に応じて各都道府県に按分

子ども・子育て支援金に関する試算

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆



子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- (注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもって見る必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることと踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- (注2) 被用者保険の年取別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(※)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年取別の支援金額(機械的な計算)」についてを参照。
※令和10年度に被用者保険において拠出した(8,900億円)について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円に割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- (注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実績を基に計算している。
- (注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことには留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
※年収600万円は上位約5%、800万円は上位約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。
- (注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの方では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(※)、この層をさらに細かく区切ってみていくことには留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
※年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいない。
- (注6) 介護分の保険料額は、第1号被保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で、6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で、6,276円(令和6年度見込)

ポイント

- こども・子育て政策の段階的な給付拡充に伴い、加入者の支援金額も段階的に増加
- 左記は一人当たり平均で、夫婦子1人の3人世帯の場合は以下のとおり。
※夫の給与収入のみ

年収 80万円 — 50 円
 年収160万円 — 200 円
 年収200万円 — 250 円
 年収300万円 — 400 円
 年収400万円 — 550 円
 年収600万円 — 800 円
 年収800万円 — 1,100 円

子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆



子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせて賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。^{注1}
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。^{注2}
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。^{注3}

注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

■ ポイント

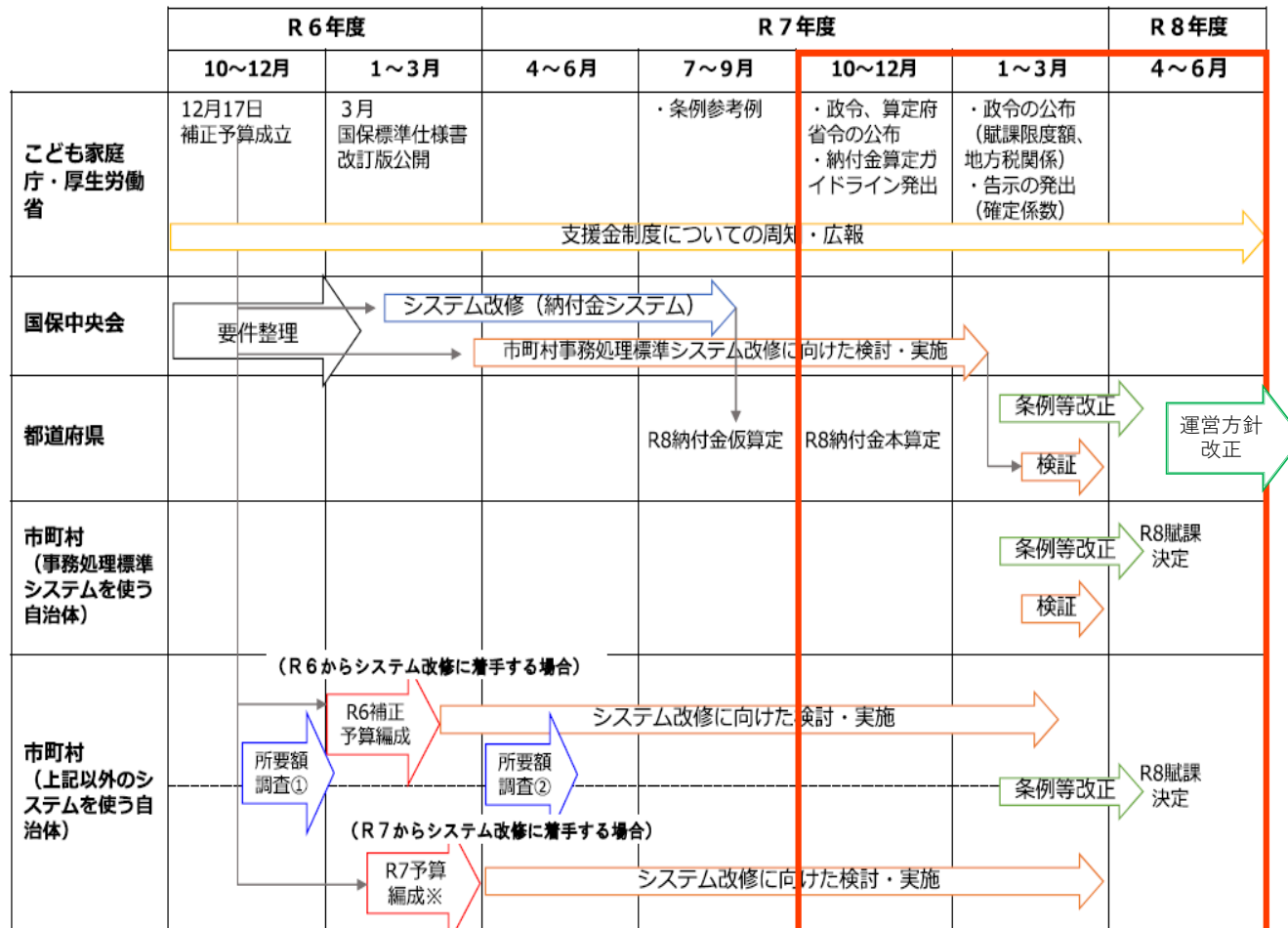
- 現行の国保制度と同様、低所得者軽減と賦課限度額を設ける
- 18歳未満は均等割全額軽減となり、軽減相当額は公費及びこども以外の国保加入者の支援金で賄う
- 国保への財政支援の例
 - ・療養給付費等負担金
 - ・普通調整交付金 など

支援金制度の施行に向けたスケジュール案

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆

こども家庭庁
こども家庭庁

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）



（※）令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。

ポイント

- 1～3月の政令公布後、県及び市町村で条例等の改正を実施
- 子ども・子育て支援金に係る納付金額及び標準保険料率は12月から算定を開始し、1月に決定
- 4～6月に市町村は子ども・子育て支援金の賦課決定を行う

子ども・子育て支援納付金の算定式

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆

こども家庭庁

国民健康保険保険者における各年度の納付金の算定式

各年度の納付額の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{子ども・子育て} \\ \text{支援納付金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{I} \\ \hline \text{X年度} \\ \text{概算支援納付金額} \\ \hline \end{array} - \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{概算支援納付金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{II} \\ \hline \text{X-2年度} \\ \text{確定支援納付金額} \\ \hline \end{array} \right]$$

I. 概算支援納付金額の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{概算支援納付金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{概算地域保険等} \\ \text{保険者納付金総額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{※1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{当該地域保険等保険者} \\ \text{18歳以上被保険者見込数} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{※2} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{X年度} \\ \text{全ての地域保険等保険者} \\ \text{18歳以上被保険者見込数} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{※3} \\ \hline \end{array}$$

II. 確定支援納付金額の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{確定支援納付金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{確定地域保険等} \\ \text{保険者納付金総額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{※1} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{当該地域保険等保険者} \\ \text{18歳以上被保険者数} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{※2} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{X-2年度} \\ \text{全ての地域保険等保険者} \\ \text{18歳以上被保険者数} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{※3} \\ \hline \end{array}$$

※1 概算（確定）地域保険等保険者納付金総額

⇒全ての市町村国保及び国民健康保険組合に係る納付金総額（毎年度国が示す予定※4）＊

＊令和10年度の見込みとしては、3,000億円程度（P8のイメージ図を参照）

※2 当該地域保険等保険者18歳以上被保険者数

⇒当該地域保険等保険者に属する全ての市町村国保及び国民健康保険組合に加入する18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもを除いた被保険者数

※3 全ての地域保険等保険者18歳以上被保険者数

⇒全ての市町村国保及び国民健康保険組合に加入する18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもの数を除いた被保険者数（毎年度国が示す予定※4）

※4 翌年度の納付金の算定にあたり必要となる諸係数については、各年12月末の予算編成通知においてお示しする予定

■ ポイント

- 国民健康保険の保険者納付金総額（※）を、都道府県の18歳以上被保険者数に応じて按分
- ※令和10年度は3,000億円程度を見込む

18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆



国民健康保険における18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置

- 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P14のとおり、「18歳未満のこども※を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

（参考）18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）

（18歳未満被保険者）

$$\text{市町村国保の支援金（保険料）} = \text{所得割額} + \text{資産割額} + \text{平等割額} + \text{均等割額}$$

18歳未満均等割
軽減額の総額

÷ 18歳以上
被保険者数

= 18歳以上
均等割額

（18歳以上被保険者）

$$\text{市町村国保の支援金（保険料）} = \text{所得割額} + \text{資産割額} + \text{平等割額} + \text{均等割額} + \text{18歳以上均等割額}$$

■ ポイント

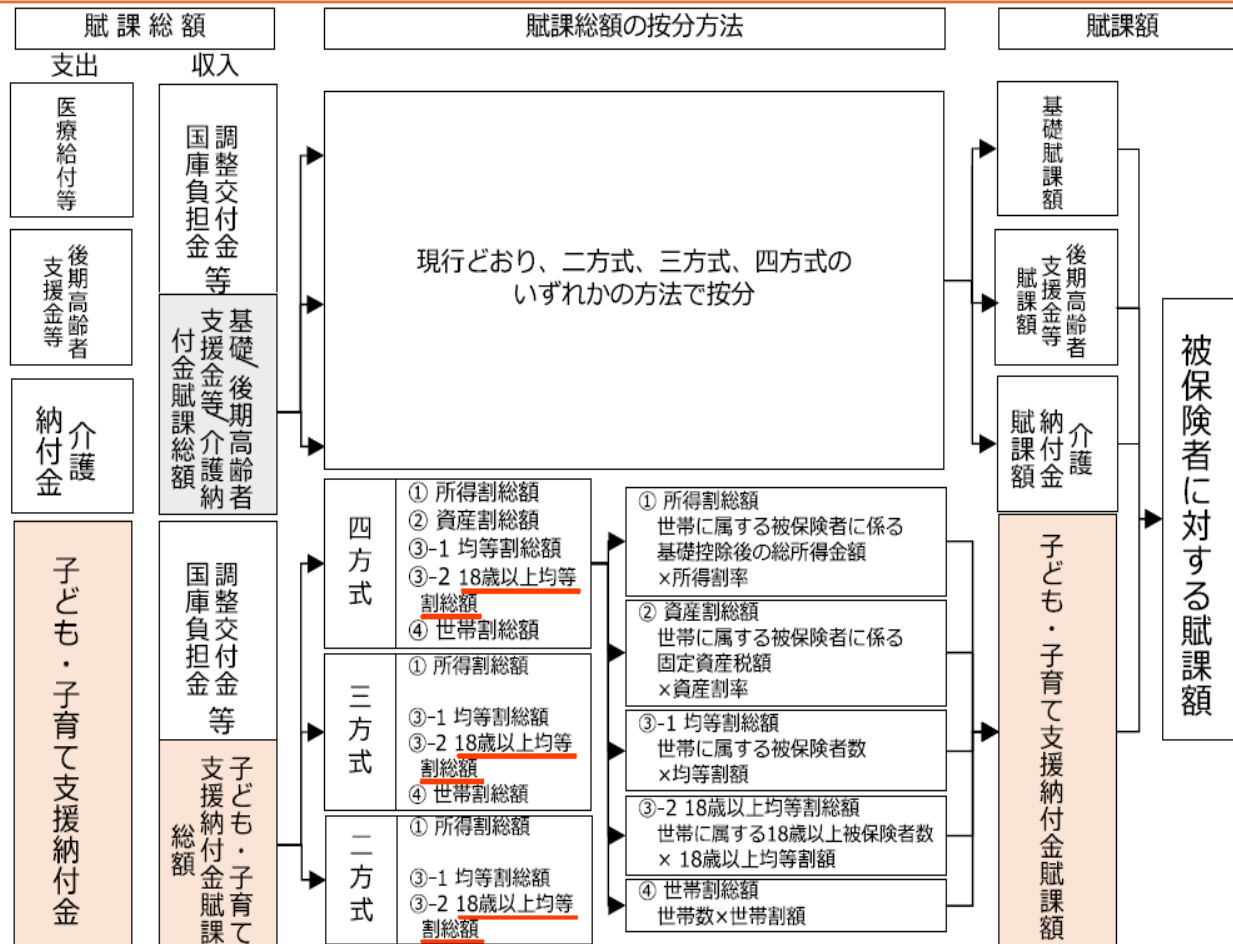
- 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額は全額軽減
- 軽減額は、18歳以上被保険者に、18歳以上均等割額として賦課

支援金制度導入後の国民健康保険制度のイメージ

こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室作成資料（R7.3）を加筆

こども家庭庁
こども家庭庁

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



ポイント

- 子ども分の賦課方式が、医療分、後期分、介護分と異なることは問題ない
- 「18歳以上均等割」は「均等割」とは別に賦課決定する必要がある

※ ③-1と③-2の区分については、18歳までの子どもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

市町村国保に係る改正予定の政令省令等一覧（仮）



改正予定の下位法令等（国民健康保険制度関係）

○ 現在制定・改正を想定している国民健康保険関係の政省令等は以下のとおり。

※ 現段階での想定であり、今後変更があり得るものであることにご留意いただきたい。

	法令名	概要
政令	国民健康保険法施行令	・市町村の保険料の賦課に関する基準を規定する。 ・国保組合の特別積立金及び給付費等支払準備金の規定に、支援納付金を追加する。 ・子ども・子育て支援納付金に要する費用に係る賦課限度額を規定する。等
	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	・国庫負担等（国保組合に対する事務費負担金、都道府県に対する療養給付費等負担金、普通調整交付金及び組合に対する補助及び保険者支援制度に係る繰入金）に支援納付金の納付に要する費用を追加する。 ・国民健康保険事業費納付金として、支援納付金の納付に要する費用が含まれるよう、規定を整備する。 ・基金事業対象費用額に、支援納付金の納付に要する費用を追加する。
省令	国民健康保険法施行規則	支援納付金賦課限度額を超えることが見込まれる場合の、所得及び固定資産税額の補正方法を規定する。
	国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国が都道府県に対して交付する普通調整交付金の算定に用いる調整対象需要額の算定方法が定められているところ、当該項目に支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。
	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令	・国が国民健康保険組合に対し負担する事務費負担金の算定方法に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。 ・保険者支援制度に係る市町村の繰入金のうち、支援納付金の納付に要する費用に係る部分の算定について必要な事項を追加する。 ・国が各組合に対して補助する組合普通調整補助金の算定に用いる組合調整対象需要額の算定方法に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。
	国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令	・国民健康保険事業費納付金のうち、支援納付金の納付に要する費用に係る部分の算定方法を追加する。 ・市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率について、支援納付金分の算定方法を追加する。
告示	【新規】	国民健康保険事業納付金の算定に用いる被保険者一人当たりの所得について、支援納付金分について、新たに定める。
	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務	国保組合等に対する補助金について、支援納付金分の（項）（目）を追加する。
通知等	国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)	支援納付金に係る保険料収納必要総額の算出、納付金の算定、標準保険料率の算定等に関して必要な事項を示す。
	国民健康保険事業費納付金条例参考例	都道府県の国民健康保険事業費納付金の算定に関する条例の参考例を示す。
	国民健康保険条例参考例	市町村の保険料の賦課に関する条例の参考例を示す。

運営方針の改正について

■ 運営方針の改正点

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、以下の点について運営方針の改正が必要

子ども・子育て支援金制度による影響

- I 県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付が可能になる。
- II 財政安定化基金の対象に子ども・子育て支援金が含まれる。
- III 納付金の算定方法に子ども・子育て支援納付金の算定方法を追加。
- IV 保険料の標準的な算定方法に子ども・子育て支援金の算定方法を追加。

「都道府県国民健康保険運営方針策定要領案」に基づく子ども・子育て支援金納付金に関する規定

- A 標準的な保険料算定方式について、2方式、3方式又は4方式のいずれの方式を採るか
- B 標準的な保険料の応益割と応能割の割合をどの程度にするか
- C 所得割と資産割、均等割と平等割の割合をそれぞれどの程度にするか
- D 市町村標準保険料率の算定に必要な納付金の算定に当たって、医療費水準をどの程度反映するか（ α をどのように設定するか）
- E 各市町村の所得のシェアを各市町村の納付金にどの程度反映するか（ β をどのように設定するか）
- F 賦課限度額をどのように設定するか

■ 改正時期

国の指導に基づき市町村と協議した結果、令和8年度に実施する中間見直しで併せて改正することとなった。

参考：第3期国保運営方針で改正が想定される箇所

はじめに

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し
- 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方

3 赤字削減・解消の取組

- 4 財政安定化基金の運用

第2章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

1 保険料（税）の賦課状況

2 市町村ごとの納付金の算定方法

3 市町村標準保険料率の算定方法

- 4 将来的な保険料水準の統一化

第3章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

第5章 医療費の適正化の取組に関する事項

第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等に関する事項